

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の5の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年8月8日
【会社名】	東海カーボン株式会社
【英訳名】	TOKAI CARBON CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 長坂 一
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都港区北青山一丁目2番3号
【縦覧に供する場所】	東海カーボン株式会社大阪支店 (大阪府大阪市北区小松原町2番4号) 東海カーボン株式会社名古屋支店 (愛知県名古屋市中村区名駅三丁目28番12号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長 長坂一は、当社の2025年度中間連結会計期間（自 2025年1月1日 至 2025年6月30日）の半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。